

平成 28 年 12 月 5 日
松山河川国道事務所河川管理課

重信川河川敷内の樹木について、樹木伐採の希望者を募集します。

～自ら伐採し、無償で持ち帰り～

河川内の樹木は、洪水時に流れの支障となり、さらには倒れた樹木が下流の橋等に引っかかって洪水をせき上げするなど、治水上問題となります。また、河川巡視の際の視野も遮られ河川管理上の支障やゴミの不法投棄の温床となる可能性もあります。

このため、松山河川国道事務所では、コスト縮減及び木材資源の有効活用を図る試みとして、樹木の伐採を希望する方（企業・団体・個人）を募り河川法第 25 条の規程に基づく伐採許可により、営利を目的とする企業、団体等も対象とした河川敷内樹木を伐採する取り組みを今年度から試行します。

【応募受付期間】

平成 28 年 12 月 5 日（月）から平成 28 年 12 月 26 日（月）

【伐採作業時期】

平成 29 年 2 月頃（予定）から平成 29 年 4 月末まで

【伐採箇所】

愛媛県東温市南野田地先

【申し込み方法】

所定の申し込み用紙に必要事項を記載し提出。
(郵送、FAX、メール、持参のいずれでも可)

※申し込み内容は応募要領をご覧ください。

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト [No. 1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト] に該当します。

問い合わせ先：四国地方整備局 松山河川国道事務所

副所長（河川）：松下 越夫（内線：204）

◎ 河川管理課長：竹田 紳治（内線：331）

代表 089-972-0034

直通 089-972-0270

FAX 089-972-8105

◎：主な問い合わせ先

重信川河川敷内の樹木について、樹木伐採の希望者を募集します

～自ら伐採し、無償で持ち帰り～

四国地方整備局 松山河川国道事務所 河川管理課

1. 目的

河川内の樹木は、洪水時に流れの支障となり、さらには倒れた樹木が下流の橋等に引っかかって洪水をせき上げるなど、治水上問題となります。また、河川巡視の際の視野も遮られ、河川管理上の支障やゴミの不法投棄の温床となる可能性もあります。

このため、松山河川国道事務所では、コスト縮減及び木材資源の有効活用を図る試みとして、樹木の伐採を希望する方（企業・団体・個人）を募り河川法第25条の規程に基づく伐採許可により、営利を目的とする企業、団体等も対象とした河川敷内樹木を伐採する取組みを今年度から試行します。

※参考

【河川法抜粋】

（土石等の採取の許可）

第二十五条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

【河川法施行令抜粋】

（河川の産出物）

第十五条 法第二十五条の河川の産出物で政令で指定するものは、竹木、あし、かやその他これらに類するもので河川管理者が指定するものとする。

2. 対象箇所

公募伐採の対象箇所は下記「[河川法第25条を適用した公募伐採 対象範囲図](#)」に示す範囲の中で希望箇所の範囲を申請していただきます。また、他の希望者と重なった場合は範囲等を調整させていただく場合があります。

申請範囲内の全ての樹木を伐採対象とすることを基本とさせていただきますが、現地樹木の植生状況に応じて調整させていただく予定です。

伐採予定箇所の詳細は、「[河川法第25条を適用した公募伐採 対象範囲図](#)」を参照

3. 応募資格

応募資格は以下のいずれにも該当しない者とします。

- イ 過去3年間に河川法の許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ロ 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- ハ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ニ 直近1年間の税を滞納している者
- ホ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- ヘ 松山河川国道事務所長が参加不相当と判断する者

4. 応募の無効

下記に1つでも該当する場合、応募資格なしとし無効といたします。

- ①応募書類に必要事項の記載が無い場合
- ②「3. 応募資格」の条件を有さない場合

また、応募内容に虚偽の記述があった場合、判明した時点で伐採資格者決定の前後にかかわらず無効とさせていただきます。

5. 伐採木の取り扱い

伐採木の用途については、特に定めません。なお、伐採中や運搬中の飛散防止に努めていただくようお願いいたします。

6. 申し込み方法

申し込みは、郵送、FAX、メール、持参のいずれかとします。

「応募用紙・アンケート・申告書」について必要事項を記載の上、応募期間中に下記記載箇所へ提出して下さい。なお、メールで提出される場合のメールタイトルは「25条樹木伐採応募」として下さい。

応募用紙・アンケート・申告書については「別紙－1～3」を参照

① 応募受付期間:平成 28 年 12 月 5 日(月)～平成 28 年 12 月 26 日(月)

② 提出先

〒790-8574

愛媛県松山市土居田町 797-2

TEL 089-972-0270

FAX 089-972-8105

メールアドレス skr-matuya52@mlit.go.jp

7. 伐採箇所の立会

申し込み後、応募資格があると判断された方には、伐採範囲についての確認を行います。折り返し松山河川国道事務所より連絡差し上げますので、伐採範囲、進入路等現地での立会、確認をお願いします。

8. 伐採資格者の決定方法

立会確認後、伐採範囲の図面を送付しますので確認の上、下記許可申請書及び送付しました伐採範囲図面を提出して下さい。

また、決定にあたっては履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリングを実施する場合があります。

伐採資格者については、許可書を郵送で通知いたします。なお、伐採資格者の決定は、H29 年 1 月中旬を予定しております。

許可申請書は「別紙－4」を参照

9. 伐採条件

いずれの箇所においても、許可書に記載された許可条件を遵守するとともに、次の条件に従って実施していただきます。

(1)実施内容、費用等の負担

伐採、搬出について要する費用、労力等は、全て伐採資格者の負担とします。伐採した樹木は無償で持ち帰ることが出来ます。なお、枝については伐採資格者が持ち帰り無しとした場合に限り、一

箇所に集積をお願いします。

(2) 第三者への危害の防止及び賠償責任

作業に伴い、堤防天端道路等の河川利用者、民地所有者、占用者及び他区画の伐採資格者等へ危害を及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、危害発生時には伐採者が賠償責任を負うものとし、

第三者に危害を及ぼした場合、苦情等を受けた場合は速やかに、12. 問い合わせ先の(2)に記載する重信川出張所へ申し出てください。

(3) 安全管理等

伐採にあたっては、関係法令等を遵守し、安全に留意して作業にあたっていただくようお願いいたします。また、作業の際に極力河道内への進入を控えていただくなど河川環境への配慮もお願いします。

(4) 伐採時期

許可を受けた者は速やかに下記「工事着手届」を重信川出張所に直接提出して下さい。

所要の手續等が完了後、許可期間内に伐採を実施していただきます。なお、工事着手届を提出されたにもかかわらず施工されなかった場合は、次年度に応募されても無効とさせていただきます。

伐採終了後は速やかに下記「工事完了届」を重信川出張所に提出して下さい。

工事着手届・工事完了届は「**別紙-5~6**」を参照

(5) 作業実施時間

8時から17時とします。土日祝日でも作業可能です。

10. 禁止事項

(1) 河川内での焚き火の禁止

河川敷内においては、枝等の焼却は火災の原因になり非常に危険なため、河川管理者として禁止しています。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」およびそれに基づく「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(廃掃法)により、廃棄物の焼却は禁止されています。

一般的な野外焼却の詳細については東温市の運用のとおりですが、公募伐採にかかる発生物の焼却は全て禁止にあたりますので、ご注意願います。

(2) 枝の投棄について

「枝」とは別図のとおりであり、枝の持ち帰りを希望されて伐採資格者となった場合は、葉、種子を除き必ず枝をお持ち帰りください。また、他の伐採資格者の区画や河川敷などに枝等を投棄することは厳禁です。発見した場合、次年度以降の応募資格を欠格といたします。

11. その他

- ・応募者は止むを得ない事由が発生した場合は、いつでも取り下げの申し出が可能です。
- ・伐採資格者を通知した以後において、伐採資格者に河川管理上好ましくない行為があった場合には、資格を取り消す場合があります。その際には原状回復等の措置を求める場合があります、また伐採のためにそれまでに生じた費用は伐採資格者にご負担いただきます。
- ・公募後に生じた事情により、公募手続の進行状況の如何に関わらず中止する場合があります。
- ・伐採された樹木については、万が一盗難にあっても一切責任は負いませんので、ご了解下さい。

12. お問い合わせ先

(1) 申し込みから伐採資格者の決定までに関しては、以下までお問い合わせ下さい。

松山河川国道事務所 河川管理課

〒790-8574 愛媛県松山市土居田町 797-2

Tel 089-972-0270(直通) ※平日 9:00~17:15

(2) 工事着手届、工事完了届の提出は、重信川出張所に直接お問い合わせ下さい。

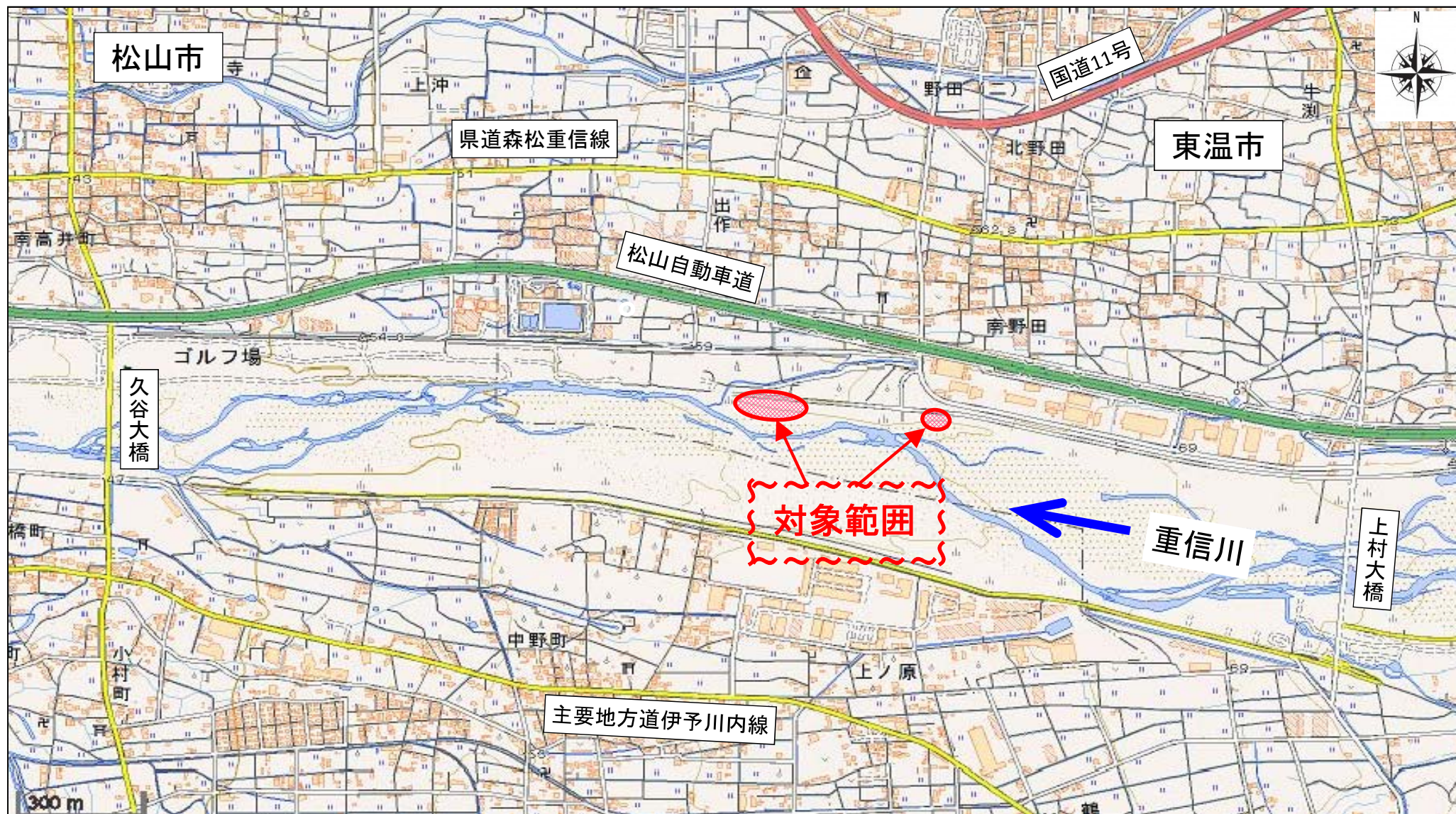
重信川出張所

〒791-1113 愛媛県松山市森松町 454-47

Tel 089-958-8215

河川法第25条を適用した公募伐採 対象範囲図（位置図）

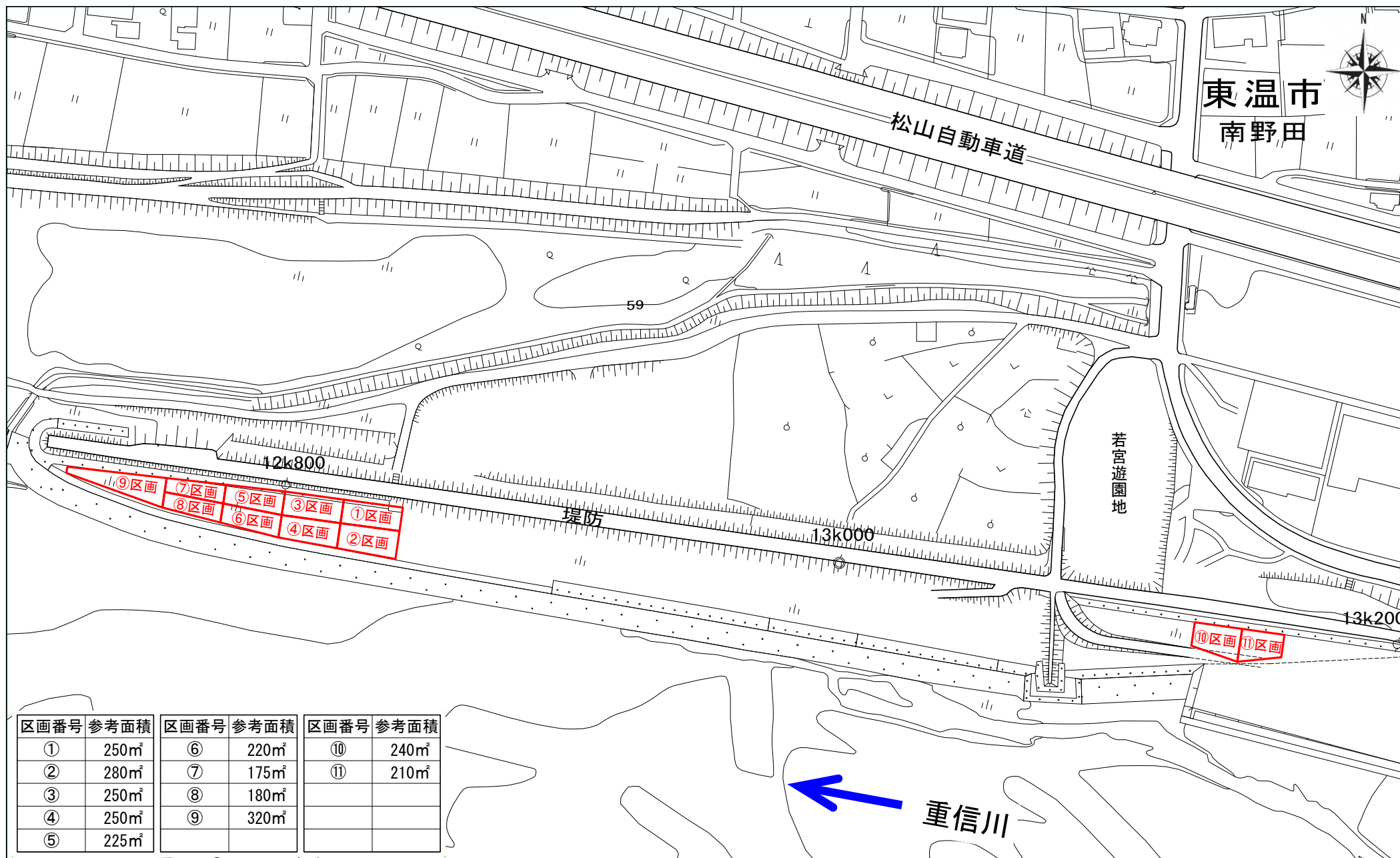
東温市南野田地先（重信川右岸12k700～13k200付近）



国土地理院の地理院地図に、橋梁名等を追記して掲載

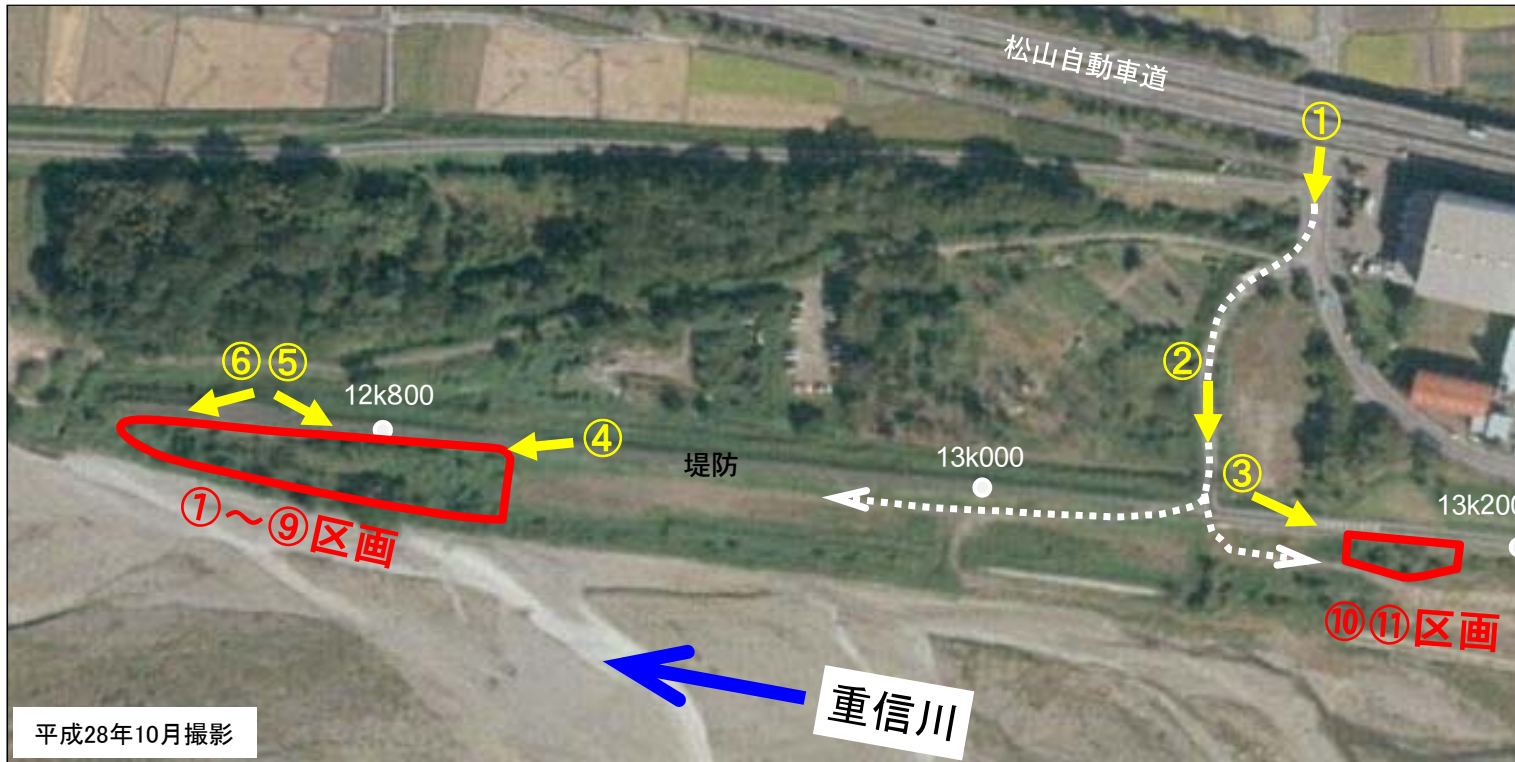
河川法第25条を適用した公募伐採 対象範囲図 (区画割図)

東温市南野田地先(重信川右岸12k700~13k200付近)



河川法第25条を適用した公募伐採 対象範囲図 (現況写真)

東温市南野田地先(重信川右岸12k700~13k200付近)



応募用紙

平成 年 月 日

四国地方整備局
松山河川国道事務所長 殿

応募者
住所 〒
氏名 印

平成28年12月5日付けで公募された、河川法第25条による重信川の河道内
樹木伐採について応募します。

記

1. 場所：重信川 12.7～13.2km（右岸）

希望区画数 _____箇所

希望区画番号 _____

2. 伐採木の使用目的

3. 現地の確認状況： ①確認済み ②未確認
(いずれか一つに○印を付けて下さい。)

4. 応募者の連絡先
電話番号（携帯可）：
FAX：
メールアドレス：

以上

申 告 書

四国地方整備局
松山河川国道事務所長 殿

応募者
住所 〒
氏名 印

重信川の公募伐採の応募にあたり、下記について該当していないことを申告します。

- イ 過去3年間に河川法の許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ロ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- ハ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ニ 直近1年間の税を滞納している者
- ホ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- ヘ 松山河川国道事務所長が参加不相当と判断する者

河川敷地内の樹木伐採にかかる許可申請書

平成 年 月 日

四国地方整備局長 殿

申請者 住所：
氏名： 印
電話番号：

下記のとおり、河川敷地内の樹木を伐採したいので河川法25条に基づき申請します。

1. 河川の名称 一級河川 重信川水系 重信川（右岸）
2. 場所 愛媛県東温市南野田地先
区画番号 _____
3. 作業期間 許可の日から平成 年 月 日
4. 伐木の種類 許可範囲内の全ての樹木
5. 伐木の目的 _____
6. 伐木に関する計画
作業予定期間 許可の日から平成 年 月 日（のうち____日間）を予定
作業実施者 本人・委託者が、一日当たり____人で実施予定
（委託の場合委託者名を記載： _____）
伐採・搬出方法 _____による伐採、_____による搬出
7. 採取を実施する工程 ※伐採した樹木の搬出項目は希望する内容に○をお願いします。
■樹木の伐開
■伐採した樹木の搬出（すべて・幹のみ・枝のみ）

工事着手届

平成 年 月 日

松山河川国道事務所
重信川出張所長 殿

住所

氏名

印

平成 年 月 日付けで許可のあった河川区域内の土地における樹木伐採について、平成 年 月 日より現地に着手します。

工事完了届

平成 年 月 日

松山河川国道事務所
重信川出張所長 殿

住所

氏名

印

平成 年 月 日に届け出しました河川区域内の土地における樹木伐採について、下記のとおり完了しましたので、報告します。

記

1. 完了日：平成 年 月 日

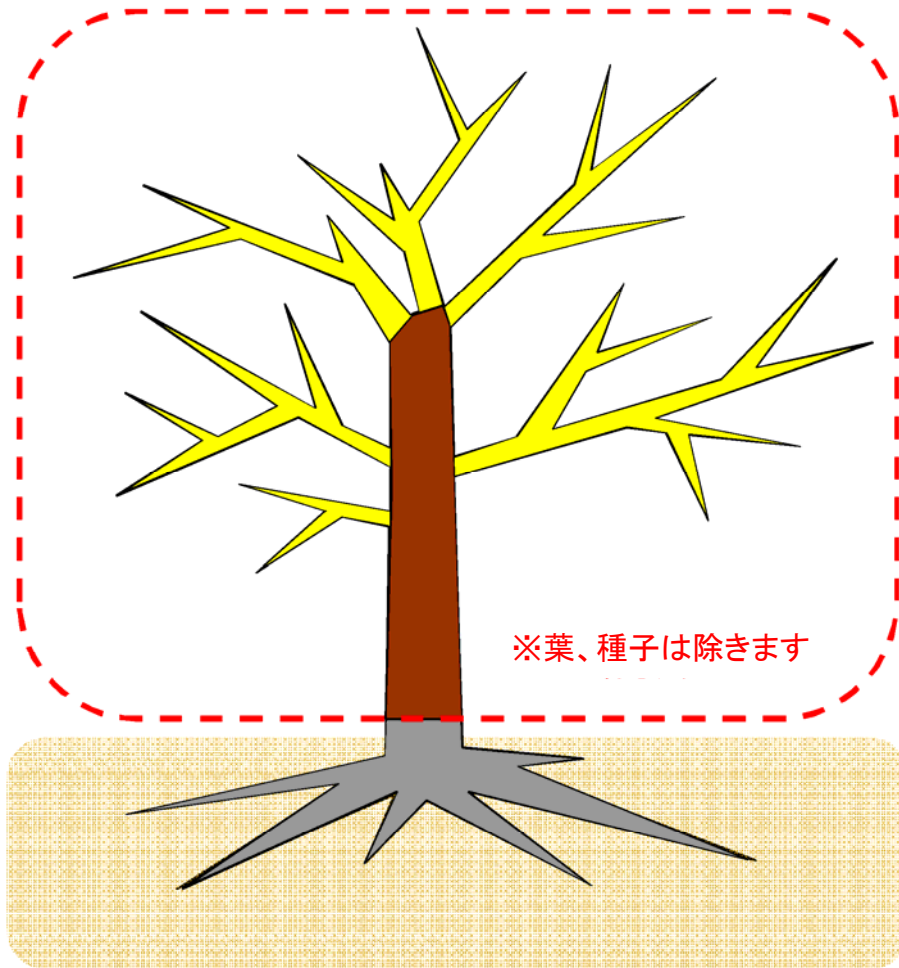
2. 工事箇所：愛媛県東温市南野田地先
区画番号 _____

3. 添付資料：
(※必要に応じて添付のこと。)

別 図

枝とは、

樹木を構成するうち、根及び幹を除く全ての部分を言い、
枝の持ち帰りを希望された伐採資格者は、 の部分
についてお持ち帰り下さい。



凡例

 : 枝

 : 幹

 : 根